

令和 2 年

第 2 回浦幌町議会定例会会議録

令和 2 年 6 月 1 日 開会
令和 2 年 6 月 1 1 日 閉会

浦 幌 町 議 会

令和2年第2回浦幌町議会定例会（第1号）

令和2年6月1日（月曜日）

開会 午前10時00分

散会 午後 0時02分

○議事日程

- 日程第 1 議会運営委員長報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告（議長）
- 日程第 5 行政報告（町長）
- 日程第 6 報告第 1号 株式会社ユーエム経営状況等報告について
- 日程第 7 報告第 2号 令和元年度浦幌町一般会計繰越明許費繰越計算について
- 日程第 8 報告第 3号 権利の放棄について
- 日程第 9 議案第46号 固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第10 議案第47号 浦幌町税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第48号 浦幌町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第12 議案第49号 浦幌町民球場設置及び管理等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第50号 財産の減額譲渡について
- 日程第14 議案第51号 令和2年度浦幌町一般会計補正予算
- 日程第15 議案第52号 令和2年度浦幌町町有林野特別会計補正予算
- 日程第16 議案第53号 令和2年度浦幌町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 日程第17 議案第54号 令和2年度浦幌町介護保険特別会計補正予算
- 日程第18 議案第55号 令和2年度浦幌町公共下水道特別会計補正予算
- 日程第19 同意第 4号 浦幌町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第20 同意第 5号 浦幌町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第21 同意第 6号 浦幌町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第22 同意第 7号 浦幌町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第23 同意第 8号 浦幌町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

- 日程第24 同意第9号 浦幌町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第25 同意第10号 浦幌町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第26 同意第11号 浦幌町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第27 同意第12号 浦幌町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第28 同意第13号 浦幌町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第29 同意第14号 浦幌町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第30 同意第15号 浦幌町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第31 同意第16号 浦幌町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○出席議員（11名）

1番	沼尾昌也	2番	栗山博文
3番	高橋匠	4番	伊藤光一
5番	澤口敏晴	6番	安藤忠司
7番	福原仁子	8番	河内富喜
9番	阿部優	10番	森秀幸
11番	田村寛邦		

○欠席議員（0名）

○出席説明員

特別職

町長	水澤一廣
副町長	山本輝男

町部局

総務課長	獅子原将文
まちづくり政策課長	岡崎史彦
町民課長	佐藤亘

保健福祉課長	廣	富	直	樹
こども子育て支援課長	正	保		操
産業課長	小	川	博	也
施設課長	早	瀬		実
上浦幌支所長	小	林	昭	典
会計管理者	山	本	浩	宣
診療所事務長	鈴	木		広

教育委員会

教 育 長	水	野	豊	昭
教 育 次 長	熊	谷	晴	裕

農業委員会

会 長	小	川	博	幸
事 務 局 長	坂	下	利	行

監査委員

代表監査委員	神	谷	敏	昭
--------	---	---	---	---

○出席議会事務局職員

局 長	小	島	師	紀
議 事 係 長	川	上	信	義

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○田村議長 ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和2年第2回浦幌町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○田村議長 直ちに本日の会議を開きます。

議事につきましては、配付しております日程表により進めますので、よろしくお願いをいたします。

◎議会運営委員長報告

○田村議長 日程第1、議会運営委員長報告を許します。

安藤委員長。

○安藤議会運営委員長 議会運営委員長報告をいたします。

令和2年第2回浦幌町議会定例会の運営について、去る5月25日に開催した議会運営委員会の協議結果について報告します。

委員会には、委員全員と正副議長出席の下、理事者の出席を求め、今期定例会に提出される議案の説明を受け、日程及び運営について協議を行いました。

本定例会における議案は、町長提出として報告3件、一般議案5件、令和2年度各会計補正予算5件、同意13件であり、議会提出は発委、発議等であります。以上の内容を踏まえ、会期は本日から6月12日までの12日間をお願いします。なお、一般質問は6月8日に行うことといたしました。

本日の会議は、議長の議事日程表のとおり、諸般の報告、行政報告に続き、報告第1号から第3号の3件、一般議案は第46号から第50号までの5件、令和2年度一般会計ほか各特別会計補正予算は議案第51号から第55号までの5件、同意4号から第16号までの13件の審議を予定しております。

また、会議録署名議員につきましては、順番に指名されるよう議長に申入れを行っております。

以上、議会運営委員会において協議をした結果であります。議員各位のご協賛賜りますようお願いいたします。

なお、5月25日をもって新型コロナウイルスにおける緊急事態宣言は解除されておりますが、本定例会においても拡散防止及び傍聴される皆様を含めた感染予防のため、マスク着用にて会議を行うことといたしましたので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員長報告といたします。

○田村議長 これで議会運営委員長報告を終わります。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○田村議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今期会議録の署名議員は、会議規則第126条の規定により、7番、福原仁子議員、8番、河内富喜議員を指名いたします。

◎日程第3 会期の決定

○田村議長 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から6月12日までの12日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月12日までの12日間と決定をいたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○田村議長 日程第4、諸般の報告を事務局長より行わせませす。

○小島議会事務局長 諸般の報告をいたします。

今期議会の説明員につきましては、令和2年5月18日付で町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長、代表監査委員に出席の要求をいたしております。

次に、令和2年5月15日から令和2年5月31日までの1の議長等の動静につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、御覧願います。

2のその他については、特に報告すべき事項はございません。

次に、監査委員から提出のあった令和元年度2月分から令和元年度及び令和2年度4月分の例月出納検査報告につきましては、事前に配付しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○田村議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○田村議長 日程第5、行政報告を許します。

町長。

○水澤町長 行政報告を行います。

令和2年5月15日から令和2年5月31日までの町長等の動静につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、御覧おきを願いたいと思います。

2の建設工事入札結果につきましては、交付金事業相川川西線改良工事ほか8件であります。

その他については、特にございません。

以上で行政報告といたします。

○田村議長 これでは行政報告を終わります。

◎日程第6 報告第1号

○田村議長 日程第6、報告第1号 株式会社ユーエム経営状況等報告についてを議題といたします。

提出者からの報告を求めます。

産業課長。

○小川産業課長 それでは、議案書の1ページを御覧ください。報告第1号 株式会社ユーエム経営状況等報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社ユーエムの令和元年度決算及び令和2年度事業計画を次のとおり報告する。

令和2年6月1日提出、浦幌町長。

次のページを御覧ください。経営状況等報告、平成31年4月1日から令和2年3月31日まで。

1、令和2年3月31日現在の会社の概要について申し上げます。

(1) 商号、株式会社ユーエム。

(2) 所在地、浦幌町字万年353番地70。

(3) 会社設立、昭和63年12月22日。

(4) 資本金、5,500万円、発行済み株式、1,100株。株主数、1団体、4会社。

(5) 事業内容、①、浦幌町の委託事業、一般廃棄物処理施設をはじめ13事業、②、ギョウジャンニクを原材料とした製品の製造販売及び地元生産品の販売、③、町営公衆浴場、健康湯の指定管理者として管理を行っております。

(6) 従業員の状況でございますが、男性22名、女性9名、計31名で、そのほか専務1名となっております。

議案書、次のページを御覧願います。2、事業の概況でございます。(1) 委託事業についてにつきましては、一般廃棄物処理施設をはじめ13事業を受託し、30名の職員体制で業務を行ってまいりました。

(2) 販売事業については、ふるさと納税の返礼品につきましては内容を見直すなどの対応をしておりますが、厳しい状況でございます。ギョウジャンニクにつきましては、新型コロナウイルスの影響でレストラン及び飲食店等からの生食の注文がゼロとなり、しばらくは発注がない状況が予想されます。原料、フリーズドライにつきましては前年を上回っておりますが、道の駅の来客者が減少し、その分販売数額も前年度を下回る結果となりました。

(3) 健康湯事業については、公正、公平化に努めて事業を運営しています。施設の老朽化がありますが、従業員の努力により清潔さを保ち、お客様には喜ばれております。本年1

月までは前年並みの利用状況でしたが、2月後半より町外のお客様が減少し、3月は激減したため、厳しい収支となりました。

次のページを御覧ください。令和2年3月31日現在の貸借対照表の要旨につきましては、説明を省略させていただきます。

次のページを御覧ください。平成31年4月1日から令和2年3月31日までの損益計算書の要旨について申し上げます。経常損益につきましては、営業損益の部、売上高は1億4,312万9,806円、売上げ原価は1,237万1,869円、販売及び一般管理費は1億2,857万632円、営業利益は218万7,305円、営業外損益、営業外収益は14万3,964円、営業外費用は5万5,500円、経常利益が227万5,769円になりました。法人税等充当額が33万6,207円、当期純利益が193万9,562円、前期繰越利益がマイナス2,190万6,805円、当期未処分利益がマイナス1,996万7,243円でございます。

次のページを御覧ください。令和2年度事業計画について申し上げます。1、委託事業については、公的な事業に携わっているという自覚を常に持ち、業務を遂行いたします。

販売事業については、ギョウジャンニクにつきましては生食、原料とも予約を取る中で適正な在庫と販売を行ってまいります。今年度の取組としては、記載しております3項目について重点的に取り組んでまいります。

健康湯事業については、基本の公平、公正な取組の中でさらに接遇を強化し、お客様が安心してゆっくりできる環境をつくります。また、個人情報等の管理と災害対策を常に怠らずに運営をしてまいります。

次のページを御覧ください。令和2年度事業総括収支計画について申し上げます。事業収入の販売事業が3,100万円、受託事業及び指定管理事業が1億3,312万1,260円、事業収入を合計いたしまして1億6,412万1,260円、事業支出の販売事業の商品及び原料費が1,700万円、営業経費及び管理費が700万円、計2,400万円、受託事業及び指定管理事業の各事業所支出経費が1億2,562万1,260円、一般管理経費が750万円、計1億3,312万1,260円、事業支出を合計いたしまして1億5,712万1,260円、粗利益は700万円でございます。

次のページの令和2年5月27日現在の株式会社ユーエム役員名簿につきましては、御覧おきを願います。

以上で報告を終わらせていただきますので、よろしく願いいたします。

○田村議長 報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

これで報告第1号を終わります。

◎日程第7 報告第2号

○田村議長 日程第7、報告第2号 令和元年度浦幌町一般会計繰越明許費繰越計算についてを議題といたします。

提出者からの報告を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 議案書の9ページを御覧願います。報告第2号 令和元年度浦幌町一般会計繰越明許費繰越計算について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和元年度浦幌町一般会計の繰越明許費繰越計算について、次のとおり報告する。

令和2年6月1日提出、浦幌町長。

次のページを御覧願います。令和元年度浦幌町一般会計繰越明許費繰越計算書。6款農林水産業費、1項農業費、事業名、合流地区担い手育成型畑地帯総合整備事業、金額4,297万3,000円、翌年度繰越額1,443万3,000円、財源内訳につきましては地方債930万円、一般財源513万3,000円でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、事業名、栄穂地区担い手育成型畑地帯総合整備事業、金額1,611万6,000円、翌年度繰越額1,220万6,000円、財源内訳につきましては国、道支出金511万円、その他、これにつきましては受益者負担金であります。538万5,000円、一般財源171万1,000円でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、事業名、恩根内地区担い手育成型畑地帯総合整備事業、金額1,309万円、翌年度繰越額918万円、財源内訳につきましては国、道支出金384万円、その他、受益者負担金405万円、一般財源129万円でございます。

合計につきましては、金額7,217万9,000円、翌年度繰越額3,581万9,000円、財源内訳につきましては国、道支出金895万円、地方債930万円、その他943万5,000円、一般財源813万4,000円でございます。

これら全て令和2年第1回町議会定例会におきまして議決を賜りました繰越明許費補正の内容でございます。

以上で報告を終わらせていただきますので、よろしく願いいたします。

○田村議長 報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

これで報告第2号を終わります。

◎日程第8 報告第3号

○田村議長 日程第8、報告第3号 権利の放棄についてを議題といたします。

提出者からの報告を求めます。

町民課長。

○佐藤町民課長 議案書11ページを御覧願います。報告第3号 権利の放棄について。

浦幌町債権管理条例第16条の規定により権利を放棄したので、同条第3項の規定により次のとおり報告する。

令和2年6月1日提出、浦幌町長。

次の表は、放棄した債権の内容でございます。読み上げて説明に代えさせていただきます。

債権名称、診療報酬収入、放棄の事由、条例第16条第1項第5号に該当するものです。件数8件、件数につきましては実人数でございます。金額94万1,185円、発生年度につきましては平成15年度から平成19年度でございます。

以上で説明を終わらせていただきますので、よろしくお願いたします。

○田村議長 報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

4番、伊藤議員。

○伊藤議員 今回権利の放棄ということで、もう少し権利放棄に至った経緯について教えていただければと思います。

○田村議長 答弁願います。

診療所事務長。

○鈴木診療所事務長 それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

以前から滞納されておりました平成15年から平成19年度の債権8人分でございますが、合計94万1,185円の診療報酬収入でございます。今回浦幌町の債権管理条例第14条第1項第2号の規定によりまして債権者の所在等が不明で、差し押さえることができる財産等がない状態ということで、徴収停止の措置を平成30年9月28日に行ったところでございます。その8名のうち今既に2名の方は死亡しており、5名の方は町外の方で所在不明、1人の方は財産がないと、そういう状況でございました。それで、今回債権管理条例の第16条の第1項の第5号の規定によりまして徴収停止の措置を取ってから1年以上の期間が経過しておりまして、資金力の回復や履行の見込みがないという判断の下から、今回平成15年度から19年度、今回の債権94万1,185円を、令和元年の10月4日で放棄をしまして、不納欠損の処理をしたという経過でございます。

以上です。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 ありがとうございます。2名死亡ということで、そうすると法律的には相続人に対して請求できるものだと私は考えるのですが、相続人に対して請求しない特段の理由というのは何かあるのでしょうか。

あと、5名町外にいらっしゃるということで所在不明ということなのですが、住民票等追えば所在は簡単に分かるものなのかなと思うのですが、そのようなことしても所在が分からなかったという理解でよろしいでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

診療所事務長。

○鈴木診療所事務長 亡くなった方につきましては当然相続人の方に請求ということになるかと思いますが、相続人の方につきましても支払う財産がなかったということござ

います。

また、所在不明の方につきましては、私債権ということもありまして、調査権が限られているということで、最後まで所在を調査するところまでいかなかったという状況でございます。

以上です。

○田村議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 これで質疑を終わります。

これで報告第3号を終わります。

◎日程第9 議案第46号

○田村議長 日程第9、議案第46号 固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○佐藤町民課長 議案書12ページを御覧願います。議案第46号 固定資産評価審査委員会条例の一部改正について。

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月1日提出、浦幌町長。

次のページを御覧ください。固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。

固定資産評価審査委員会条例（平成11年浦幌町条例第33号）の一部を次のように改正する。

以下、条文の朗読を省略し、議案説明資料の改正の趣旨及び改正の内容によりまして説明させていただきます。議案説明資料は1ページを御覧願います。あわせまして、2ページに新旧対照表を記載しております。固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例説明資料。

1の改正の趣旨ですが、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）に改正され、令和元年12月16日から施行されたことに伴いまして、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するものでございます。

2の改正の内容につきましては記載のとおりでございますが、目次を追加及び条文を整理し、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の施行に伴い電子情報処理組織による申請等における弁明書の取扱いに関して改正がされたため、第6条第2項を改正するものでございます。

3の施行期日ですが、この条例は、公布の日から施行し、令和2年5月1日から適用となります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第46号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

(賛成者起立)

○田村議長 着席願ひます。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第47号

○田村議長 日程第10、議案第47号 浦幌町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○佐藤町民課長 議案書14ページを御覧願ひます。議案第47号 浦幌町税条例の一部改正について。

浦幌町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月1日提出、浦幌町長。

次のページを御覧ください。浦幌町税条例の一部を改正する条例。

以下、条文の朗読を省略し、議案説明資料の改正の趣旨及び改正の内容によりまして説明させていただきます。

議案説明資料は3ページ、4ページを御覧願ひます。あわせまして、5ページから8ページに新旧対照表を記載しております。浦幌町税条例の一部を改正する条例説明資料。

1の改正の趣旨ですが、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)、地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(令和2年政令第160号)、地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第161号)、地方税法施行規則の一部を改正する省令(令和2年総務省令第49号)及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則(令和2年財務省令第44号)が令和2年4月30日に公布されたことに伴いまして、浦幌町税条例の一部を改正するものでございます。

2の改正の内容につきましては、表に記載のとおりでございますが、条項番号、附則第

10条の2第17項、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充、延長につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を追加する等の所要の措置の規定を新設するものでございます。

附則第15条の2の規定は、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする改正でございます。

附則第24条第1項及び第2項の規定は、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等について、前年同期比おおむね20%以上の収入が減少し、一時に納付、納入が困難と認められる場合において無担保かつ延滞金なしで1年間徴収猶予ができる特例を設ける等の所要の措置の規定を新設するものでございます。

附則第25条、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例は、所得税において寄附金控除の対象となるもののうち住民の福祉の増進に寄与する文化、芸術、スポーツイベントを中止、延期、縮小した主催者に対する払戻し請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る対応等の所要の措置の規定を新設するものでございます。

附則第26条、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例は、新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等により令和2年12月31日までに居住の用に供することができなかつた場合等についても一定の要件を満たすときは期限内に居住の用に供したものと同様の住宅ローン控除が受けられるよう適用要件の弾力化に係る対応等の所要の措置の規定を新設するものでございます。

字句等の整備につきましては、附則第10条、附則第10条の2、これらにつきましては法の改正に伴いまして引用している条項等が移動、新設されたことなどにより字句等の整備をするものでございます。

3の施行期日ですが、この条例は、公布の日から施行するものであります。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日からの施行となります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第47号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 着席願います。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第48号

○田村議長 日程第11、議案第48号 浦幌町手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○佐藤町民課長 議案書17ページを御覧願います。議案第48号 浦幌町手数料徴収条例の一部改正について。

浦幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月1日提出、浦幌町長。

次のページを御覧ください。浦幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

浦幌町手数料徴収条例（平成12年浦幌町条例第11号）の一部を次のように改正する。

以下、条文の朗読を省略し、議案説明資料の改正の趣旨及び改正の内容によりまして説明させていただきます。議案説明資料は9ページを御覧願います。あわせまして、10ページから12ページに新旧対照表を記載しております。浦幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例説明資料。

1の改正の趣旨ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第164号）が令和2年5月7日に公布され、個人番号通知カードが廃止される改正が令和2年5月25日から施行されたことに伴いまして、個人番号通知カードの再交付を行うことがなくなるため、浦幌町手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。

2の改正の内容につきましては、別表1中11の項、個人番号通知カードの再交付を削除するものでございます。廃止後の通知カードは、通知カードの記載事項、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が住民票と一致している場合、引き続きマイナンバーを証明する書類として利用できます。なお、廃止後の個人番号の通知は通知カードに代わって個人番号通知書により行われ、マイナンバーを証明する書類としては利用できません。また、通知カード廃止以降は、記載事項の変更手続ができなくなりましたので、マイナンバーが記載された住民票の写し、または住民票記載事項証明書の交付を受けるかマイナンバーカードの発行手続により証明するか、いずれかとなります。

3の施行期日ですが、この条例は、公布の日から施行します。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 着席願います。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第49号

○田村議長 日程第12、議案第49号 浦幌町民球場設置及び管理等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長。

○熊谷教育次長 浦幌町民球場設置及び管理等に関する条例の一部改正について。

議案書19ページを御覧願います。議案第49号 浦幌町民球場設置及び管理等に関する条例の一部改正について。

浦幌町民球場設置及び管理等に関する条例の一部改正を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月1日提出、浦幌町長。

次のページを御覧ください。浦幌町民球場設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例。

浦幌町民球場設置及び管理等に関する条例(平成元年浦幌町条例第28号)の一部を次のように改正する。

本条例の提案の内容につきましては、条文の朗読を省略させていただき、議案説明資料により説明させていただきます。議案説明資料の13ページを御覧願います。浦幌町民球場設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例説明資料。

1の改正の趣旨でございますが、浦幌町民球場を効果的かつ効率的に管理することを目的に浦幌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年浦幌町条例第24号)に基づく指定管理者による管理運営業務を行わせることができるようにするため、浦幌町民球場設置及び管理等に関する条例の一部を改正するものでございます。

2の改正の内容でございますが、(1)使用料の第6条関係につきましては、使用料を別表により定め、今まで1時間当たりで徴収していましたが使用料を30分単位での徴収を可能とすることができるよう使用料金が30分に満たない端数は30分、31分以上は1時間使用したとみなし、30分の場合には別表の2分の1の使用料とするよう別表に備考を追加し、改めるものでございます。

(2)の管理の代行の第14条関係につきましては、町民球場の管理について地方自治法第

244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることができるとする規定を追加するものでございます。

(3) 指定管理者が行う業務の第15条関係につきましては、指定管理者が行う業務内容の規定を追加するもので、①としまして町民球場の使用許可に関する業務、②、町民球場の維持管理に関する業務、③、スポーツの普及、振興に関する業務、④、前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務を指定管理者が行う業務として規定するものでございます。

(4) 利用料金の第16条関係につきましては、町民球場の利用料金を指定管理者の収入として収受させることができること及び利用料金の額は条例で定める金額の範囲内で教育委員会の承認を受けて定めることができる規定を追加するものでございます。

(5) 利用料金の免除等の第19条関係につきましては、指定管理者は町長の承諾を得て定めた基準に従い利用料金を減額し、または免除することができるとする規定を追加するものでございます。

(6) 目的の達成の第20条関係につきましては、指定管理者は設置目的を効果的に達成するため飲食物の提供、物品の販売及び宣伝、その他必要な事業を行うことができるとする規定を追加するものでございます。

(7) その他所要の規定を追加するものとして、第17条、第18条を追加するものでございます。

3の施行期日でございますが、公布の日から施行し、令和2年6月1日から適用するものでございます。

また、参考といたしまして、指定管理者の公募スケジュールにつきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

なお、新旧対照表につきましては15ページから16ページに記載のとおりですので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

6番、安藤議員。

○安藤議員 今回のこの町民球場の指定管理の条例を今改正するという事で、この関係について町の職員でつくっている事務改善委員会等で協議されたのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○田村議長 答弁願います。

教育次長。

○熊谷教育次長 事務改善委員会の中では、この指定管理については協議をしておりません。

○田村議長 6番、安藤議員。

○安藤議員 この町民球場だけでなく、ほかの町村でも図書館だとか養護老人ホームだと

か、そういうのも指定管理者をやっておられる町村もあると聞いております。今後そういうのも含めて、せつかく事務改善委員会という職員でつくる会があるのですから、やはりもっと建設的に進めていくということが必要でないかと思えますけれども、その辺についてどうですか。

○田村議長 答弁願います。

副町長。

○山本副町長 ただいまの安藤議員からのご質問ですけれども、事務改善委員会につきましては昨年度から3月の定例会でもご審議いただきましたこども子育て支援課の設置に関しまして事務改善委員会の中で練って、条例改正を行ったところでありまして、また、ほかの全体的な事務処理につきましては現在継続的にこれから審議を行っていくということで、今後6月、7月以降から昨年委嘱した職員の委員の中で改善について審議を行っていく予定でございます。また、指定管理のことにつきましては、今回もともと町民球場につきましては軟式野球連盟のほうに維持管理をお願いしていたのですけれども、昨年度ぐらいからなかなか維持していくのが難しいですよというご相談は教育委員会通じてあったものですから、その中でご意見いただく中で、それでは指定管理者に踏み込もうということで、今後につきましては総合スポーツセンター、それからスイミングプール、それから、健康公園、その指定管理の更新を来年度行いますので、その中に野球場も含めた中で指定管理を選定を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田村議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 着席願います。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第50号

○田村議長 日程第13、議案第50号 財産の減額譲渡についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 議案書の22ページを御覧願います。議案第50号 財産の減額譲渡につ

いて。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を減額して譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和2年6月1日提出、浦幌町長。

1、土地の所在、登記地目及び地積、所在、浦幌町字共栄105番3、登記地目、学校用地、地積6,692平方メートル。

2、建物の名称、所在、構造及び床面積、建物の名称、旧吉野幼稚園園舎、所在、浦幌町字共栄105番3、構造、鉄骨造平家建て、床面積423.80平方メートル。建物の名称、旧吉野幼稚園物置、所在、浦幌町字共栄105番3、構造、木造平家建て、床面積12.96平方メートル。

3、譲渡価格142万4,000円。

4、譲渡の相手方、十勝郡浦幌町字稲穂492番地4、株式会社光農産業代表取締役、西田裕子。

当該財産につきましては、町として利活用予定がないこと、以前実施したプロポーザル方式による利活用募集に対する応募もなかったことから、本年3月に最低売却価格を728万6,000円として売却に係る一般競争入札を実施すべく公募いたしましたが、応募者がございませんでした。応募がなかったことから、当該財産について建物を解体し、解体後更地となった土地を売却するところではありますが、建物の売却予定価格より解体に要する費用、こちらのほうが多額となる見込みであることから、4月に土地のみの価格142万4,000円を最低売却価格とする一般競争入札について公募いたしました。それに対し応募者がございまして、売却に係る一般競争入札の結果、提案のとおり譲渡しようとするものでございます。

なお、地方自治法第96条第1項第6号では条例で定める場合を除くほか、財産を適正な対価なくしてこれを譲渡しようとする場合は議会の議決が必要となることから、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

4番、伊藤議員。

○伊藤議員 まず、建物解体費用はどのぐらいの予算を見積もっていたのかお聞かせいただけますか。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 ただいまの質問でございますが、建物の解体費用につきましては、概算ではございますが、本町が実施する場合には実施設計という部分で約260万円程度を要するものと考えておまして、その後実施設計を行っていないので、正式な数字は出ませんが、約2,000万円から3,000万円程度かかるのではないかという概算の見込みをしているところでございます。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 そうすると、この土地、建物を買うということはその建物解体費用も負担することになるということで、今回経済的観点から見ると何で買われるのかなかなか理解ちょっとしづらいのですけれども、売却することに至った経緯という、もう少し詳細に教えてもらえますか。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 先ほど申し上げたとおり、解体する場合にはどうしても多額の費用がかかるということで、それで解体した後も更地となった土地のみを売却するというので考えてございましたので、その金額でもし建物つきで売ればそのほうが効率的ではないかということもあって、売却に至ったという経過がございます。また、今回譲渡される方につきましては、使用の用途等につきましては町のほうで指定は特にしていなくて、性風俗特殊営業ですとか暴力団事務所など一定の用途には使用できないという制限は設けてはいますが、使用の用途については指定を行っておりませんので、詳細な聞き取りなど我々も行っていないので、どういったことに使うかということは聞いてはいないのですけれども、担当者が聞いた話の中では研修施設としての活用ですとか、そういったことができないかといった話をしているということがございます。また、取得に至った経過としての部分でございますが、町の遊休資産であるこの当該施設を何とか利活用して、少しでも役立てないかということ、購入された方はそういったお話をされていたという話は聞いております。

以上です。

○田村議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 着席願います。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りをいたします。ここで暫時休憩したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時09分 再開

○田村議長 休憩を解き会議を開きます。

休憩前に引き続き審議を続けたいと思います。

◎日程第14 議案第51号

○田村議長 日程第14、議案第51号 令和2年度浦幌町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 補正予算書1ページを御覧願います。あわせて、説明資料は17ページからになります。議案第51号 令和2年度浦幌町一般会計補正予算。

令和2年度浦幌町の一般会計補正予算（第5回）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,858万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ82億5,347万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」による。

令和2年6月1日提出、浦幌町長。

2ページから4ページまでの第1表、歳入歳出予算補正につきましては、説明を省略させていただきます。

5ページを御覧願います。第2表、債務負担行為補正。追加でございます。事項、新型コロナウイルス感染症緊急対策資金融資に係る利子補給、期間、令和3年度から令和11年度、限度額1,383万円。内容につきましては、説明資料24ページに記載のとおりでございます。

6ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1の総括は説明を省略させていただきます。

7ページを御覧願います。2、歳入、13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金6,269万7,000円を追加し、5億6,863万1,000円、内容につきましては説明資料17ページに記載のとおり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を追加するもので、説明資料に記載の事業に充当するものでございます。

2目民生費国庫補助金259万7,000円を追加し、1,238万円。

4目教育費国庫補助金50万円を追加し、76万9,000円。

いずれも説明資料18ページから19ページまでに記載のとおり、児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止のための費用に対する補助金、交付金を追加するものでございます。

14款道支出金、1項道負担金、2目民生費道負担金5万4,000円を追加し、9,836万5,000円、説明資料18ページに記載のとおり、基準額単価変更に伴います民生委員経費道負担金の追加でございます。

2項道補助金、4目農林水産業費道補助金6,467万4,000円を追加し、1億9,345万3,000円、農業費補助金の内容につきましては説明資料21ページに記載のとおり、基幹水利施設管理事業補助金及び畑作構造転換事業補助金を追加するものでございます。林業費補助金につきましては、説明資料22ページに記載のとおり、地域づくり総合交付金を追加するものでございます。

16款1項寄附金、2目指定寄附金5万円を追加し、8,005万1,000円、内容につきましては説明資料20ページに記載のとおり、指定寄附金を追加するものでございます。

8ページを御覧願います。17款繰入金、2項1目基金繰入金801万3,000円を追加し、6億98万6,000円、内容につきましては財政調整基金繰入金を追加するものでございます。

9ページを御覧願います。3、歳出でございますが、初めに人件費の補正について一括説明をさせていただきます。内容といたしましては、本年度新規採用者の給与等確定による変更、4月1日付人事異動に伴う科目間変更、扶養手当の支給区分変更などによる補正でございます。一般会計、特別会計合わせまして、2節給料で146万9,000円の増額、3節職員手当等で142万4,000円の増額、4節共済費で117万円の増額、合計で406万3,000円の増額となるものでございます。なお、補正の内容が人件費のみの目につきましては説明を省略させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費387万1,000円を減額し、3億358万4,000円、内容につきましては人件費の補正でございます。

2目情報化推進管理費3万3,000円を追加し、1億5,181万1,000円、内容につきましては説明資料17ページに記載のとおり、ホームページ更新に必要なアカウント数追加に伴うソフトウェア使用料を追加するものでございます。

8目支所費100万3,000円を減額し、2,105万3,000円、内容につきましては人件費の補正でございます。

10目生活安全推進費700万円を追加し、2,788万9,000円、内容につきましては説明資料17ページに記載のとおり、道道本別浦幌線防犯灯のLED化に伴う北海道への負担金を追加するものです。なお、本年度と来年度の2か年で実施を行うものでございます。

2項徴税费、1目税務総務費492万9,000円を追加し、2,619万1,000円、内容につきましては人件費の補正でございます。

10ページを御覧願います。4項選挙費、1目選挙管理委員会費279万円を減額し、791万3,000円、内容につきましては人件費の補正でございます。

5項統計調査費、1目統計調査総務費263万8,000円を追加し、1,771万1,000円、内容につきましては人件費の補正でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費624万1,000円を追加し、3億3,470万

4,000円、内容につきましては人件費の補正及び国民健康保険事業特別会計繰出金を追加するものでございます。

3目厚生委員費2万9,000円を追加し、303万8,000円、内容につきましては説明資料18ページに記載のとおり、社会調査委託料を追加するものでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費1,550万5,000円を追加し、4,382万4,000円、内容につきましては人件費の補正でございます。

2目児童措置費22万円を追加し、5,816万1,000円、内容につきましては説明資料18ページに記載のとおり、システム改修委託料を追加するものでございます。

3目認可保育園運営費1,476万5,000円を追加し、1億1,917万7,000円。

12ページを御覧願います。4目へき地保育所運営費553万7,000円を減額し、2,302万円。

7目学童保育所費52万4,000円を追加し、1,315万9,000円。

8目子育て支援センター費60万2,000円を追加し、1,819万7,000円。

これらは、いずれも人件費の補正のほか、説明資料18ページから20ページまでに記載のとおり、新型コロナウイルス感染症予防用備蓄品及び空間除菌消臭装置購入費用及び会計年度任用職員任用に伴う費用を追加するものでございます。

3項老人福祉費、1目老人福祉総務費74万2,000円を追加し、2億1,274万6,000円、内容につきましては説明資料20ページに記載のとおり、指定寄附に伴う在宅福祉支援事業に係る備品購入費の追加及び介護保険特別会計繰出金を追加するものでございます。

3目老人ホーム費135万2,000円を追加し、2億5,696万8,000円、内容につきましては人件費の補正でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費591万7,000円を減額し、2億4,694万6,000円、内容につきましては人件費の補正でございます。

14ページを御覧願います。2項清掃費、1目塵芥処理費804万9,000円を追加し、8,003万9,000円、内容につきましては説明資料20ページに記載のとおり、ごみ回収業務で使用する2トントラック更新に要する費用を追加するものでございます。

5款労働費、1項1目労働諸費480万円を追加し、1,727万8,000円、内容につきましては説明資料20ページに記載のとおり、雇用促進事業補助金を追加するものでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費448万8,000円を減額し、4,261万8,000円、内容につきましては人件費の補正でございます。

3目農業振興費5,257万7,000円を追加し、1億834万6,000円、内容につきましては説明資料21ページに記載のとおり、新規就農者営農促進補助金並びに畑作構造転換事業補助金を追加するものでございます。

5目畜産振興費120万円を追加し、1,998万1,000円、内容につきましては説明資料22ページに記載のとおり、模範牧場で使用しているトラクターの修繕に要する費用を追加するものでございます。

6目土地改良費1,042万4,000円を追加し、1億558万5,000円、内容につきましては説明資

料22ページに記載のとおり、浦幌太排水機場及び豊北排水機場の設備更新に要する費用を追加するものでございます。

2項林業費、1目林業総務費45万7,000円を減額し、2,188万7,000円、内容につきましては人件費の補正でございます。

2目林業振興費600万円を追加し、5,478万7,000円、内容につきましては説明資料22ページに記載のとおり、木育活動及び森林林業普及啓発環境整備に係る工事請負費を追加するものでございます。

3項水産業費、1目水産業総務費55万3,000円を減額し、832万5,000円、内容につきましては人件費の補正でございます。

2目水産業振興費463万円を追加し、2,427万7,000円、内容につきましては説明資料23ページに記載のとおり、カレイ操業船に係る水産業緊急支援給付金及び大津漁業協同組合本所荷さばき所改修整備事業補助金を追加するものです。荷さばき所改修整備事業補助金の詳細につきましては、説明資料26ページの政策等調書に記載のとおり、総事業費2,200万円、スロープ改修、関連電気工事、施設内塗装、不要配管撤去等を実施するものでございます。

7款1項商工費、1目商工振興費2,798万9,000円を追加し、2億4,916万円、内容につきましては説明資料24ページに記載のとおり、プレミアム商品券発行事業及び新型コロナウイルス感染症緊急対策資金融資利子補給事業に要する費用を追加するものです。プレミアム商品券発行事業につきましては、説明資料27ページの政策等調書に記載のとおり、額面500円券13枚、6,500円分、ワンセットを5,000円で販売するもので、発行数は8,000セット、発行総額5,200万円とし、7月に発行予定としているものでございます。新型コロナウイルス感染症緊急対策資金融資利子補給事業につきましては、説明資料28ページの政策等調書に記載のとおり、町内に事業所または店舗を有する中小企業者を対象とするもので、補助内容としましては、利子補給補助につきましては3年までの利子額の10分の10以内、4年から10年までは利子額の10分の2以内の利子補給、また信用保証料補給補助につきましては信用保証料の10分の10以内とし、説明資料には記載ございませんが、上限100万円とするものでございます。

16ページを御覧願います。8款土木費、2項道路橋梁費、1目土木車両管理費977万円を減額し、4,123万3,000円、内容につきましては人件費の補正でございます。

4項都市計画費、2目公共下水道費218万円を減額し、1億1,706万9,000円、内容につきましては公共下水道特別会計繰出金を減額するものでございます。

9款1項消防費、2目非常備消防費5万円を追加し、4,035万6,000円、内容につきましては説明資料24ページから25ページまでに記載のとおり、指定寄附に伴う災害活動時における飲料水購入費用を追加するものでございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費252万5,000円を減額し、6,371万円、内容につきましては人件費の補正でございます。

2項小学校費、3目特別支援教育振興費12万2,000円を追加し、799万2,000円、内容につ

きましては会計年度任用職員の通勤手当相当費用弁償を追加するものでございます。

3 項中学校費、1 目学校管理費 7 万 5,000 円を追加し、6,938 万 6,000 円。

4 目スクールバス管理費 20 万円を追加し、5,016 万 3,000 円。

これらは、いずれも会計年度任用職員の通勤手当相当費用弁償を追加するものでございます。

4 項幼稚園費、1 目幼稚園運営費 52 万 2,000 円を追加し、4,277 万 9,000 円、内容につきましては説明資料 18 ページから 19 ページまでに記載のとおり、新型コロナウイルス感染症予防用備蓄品及び空間除菌消臭装置購入費用を追加するものでございます。

18 ページを御覧願います。5 項社会教育費、1 目社会教育総務費 425 万 4,000 円を追加し、5,183 万 1,000 円、内容につきましては人件費の補正でございます。

7 目図書館管理費 171 万円を追加し、4,230 万 2,000 円、内容につきましては説明資料 25 ページに記載のとおり、会計年度任用職員任用に伴う費用を追加するものでございます。

6 項保健体育費、1 目社会体育総務費 9 万 3,000 円を減額し、1,488 万 3,000 円。

2 目社会体育施設費 58 万 7,000 円を追加し、8,046 万円。

これらは、いずれも人件費の補正のほか、説明資料 25 ページに記載のとおり、指定寄附に伴う備品購入費を追加するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

6 番、安藤議員。

○安藤議員 補正予算書の 9 ページでございますけれども、10 目の生活安全推進費の関係で、道道本別浦幌線の防犯灯の工事、これ町分については何灯あるのですか。

○田村議長 答弁願います。

町民課長。

○佐藤町民課長 この事業につきましては令和 2 年度と令和 3 年度、2 か年の事業でございますが、全 88 灯のうち今年度につきましては 38 灯分、700 万円ということで計上してございます。

以上です。

○田村議長 6 番、安藤議員。

○安藤議員 今水銀灯がついているということで、今後 LED に取り替えていくということで、この関係について町道の関係はどのようになっているのかをお聞きしたいと思います。

○田村議長 答弁願います。

町民課長。

○佐藤町民課長 このことにつきまして、水銀に関する水俣条約というのがございまして、この関係で令和 3 年度から水銀などの製造の輸出、輸入が禁止となることから、それと現在あります水銀ランプにつきましても令和 2 年 6 月で受注が満了になるということがござい

まして、このたびLED化の事業を進めている状況であります。ご質問の町内の防犯灯のハイウエー灯につきましては、全部で526台町内にございます。この526台を来年度から2か年計画でLED化にしようということで、現在計画を策定しております第4期の総合振興計画の中で検討しているということをございます。

以上です。

○田村議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第51号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 着席願います。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第52号

○田村議長 日程第15、議案第52号 令和2年度浦幌町町有林野特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長。

○小川産業課長 議案書の19ページを御覧願います。議案第52号 令和2年度浦幌町町有林野特別会計補正予算。

令和2年度浦幌町の町有林野特別会計補正予算(第2回)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ23万2,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1億4,096万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月1日提出、浦幌町長。

このたびの補正につきましては人件費の補正のみで、次ページ以降に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。
これより議案第52号を採決をいたします。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
(賛成者起立)

○田村議長 着席願います。起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第53号

○田村議長 日程第16、議案第53号 令和2年度浦幌町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○佐藤町民課長 別冊の議案書は23ページをお開き願います。議案第53号 令和2年度浦幌町国民健康保険事業特別会計補正予算。

令和2年度浦幌町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第2回)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ152万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ7億2,062万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月1日提出、浦幌町長。

このたびの補正予算につきましては人件費の補正のみで、次のページ以降に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。
これより議案第53号を採決いたします。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 着席願います。起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第54号

○田村議長 日程第17、議案第54号 令和2年度浦幌町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○佐藤町民課長 別冊の議案書は27ページをお開き願います。議案第54号 令和2年度浦幌町介護保険特別会計補正予算。

令和2年度浦幌町の介護保険特別会計補正予算（第1回）は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ6億6,976万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月1日提出、浦幌町長。

このたびの補正予算につきましては人件費の補正のみで、次のページ以降に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第54号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 着席願います。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第55号

○田村議長 日程第18、議案第55号 令和2年度浦幌町公共下水道特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

施設課長。

○早瀬施設課長 議案書31ページを御覧願います。議案第55号 令和2年度浦幌町公共下水道特別会計補正予算。

令和2年度浦幌町の公共下水道特別会計補正予算（第1回）は次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ218万円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ2億2,455万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月1日提出、浦幌町長。

このたびの補正予算につきましては人件費の補正のみで、次のページ以降に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第55号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○田村議長 着席願います。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 同意第4号～日程第31 同意第16号

○田村議長 ここでお諮りをいたします。

日程第19、同意4号から日程第31、同意16号 浦幌町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてまでの13件は、提案理由が同一の案件であります。一括議題として審議したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、日程第19、同意第4号から日程第31、同意第16号までの13件を一括議題として審議することに決定をいたしました。

ただいま一括議題とした議案の提案理由の説明を求めます。

町長。

○水澤町長 このたびの同意第4号から第16号までの浦幌町農業委員会の任命につき同意を求めることについてでありますけれども、提案説明の前に全般にわたりまして経緯を説明させていただきます。

平成28年4月1日に施行されました農業委員会等に関する法律の一部改正に伴いまして、農業委員の選出方法がこれまでの公選制から推薦、公募制を経て市町村長が議会の同意を得て任命することに改正されてからこのたびで2回目の改正となります。現在の農業委員13名につきましては、平成29年6月議会で任命の同意をいただきましたが、本年7月19日で任期満了となりますことから、新たに13名の委員について同意を求めるものであります。

なお、今回の改選に当たりましては広報紙、町ホームページ、役場掲示板にて周知をし、2月26日から3月30日において推薦及び公募を行いまして、個人推薦1名、農業関係団体推薦12名、計13名の推薦となっており、農業委員会等に関する法律に従い、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない1名の方が含まれているところであります。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。同意第4号 浦幌町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

浦幌町農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月1日提出、浦幌町長。

記、伊藤光一、生年月日、住所につきましては記載のとおりであります。任期は、令和2年7月20日から令和5年7月19日までであります。

伊藤氏は、農業委員会等に関する法律の一部改正による農業委員会の所掌に関する事項に関し利害関係を有しない者に該当し、平成29年7月より農業委員さんに就任されており、再任でありますので、議員各位のご同意をいただきますようお願いを申し上げます。

続いて、同意第5号 浦幌町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

浦幌町農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月1日提出、浦幌町長。

記、木南和徳、生年月日、住所につきましては記載のとおりであります。任期は、令和2年7月20日から令和5年7月19日までであります。

木南氏につきましては、平成20年7月より農業委員さんに就任されており、再任でありますので、議員各位の同意をいただきますようお願いを申し上げます。

続いて、同意第6号 浦幌町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

浦幌町農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月1日提出、浦幌町長。

氏名、広瀬雅彦、生年月日、住所につきましては記載のとおりであります。任期は、令和

2年7月20日から令和5年7月19日までであります。

広瀬氏は新任であります。平成18年から栄穂農事組合長、栄穂行政区長、上浦幌地区行政区長会会長を歴任され、地域の信頼の厚い方でありますので、議員各位の同意をいただきますようお願いを申し上げます。

同意7号 浦幌町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

浦幌町農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月1日提出、浦幌町長。

記、小川博幸、生年月日、住所につきましては記載のとおりであります。任期は、令和2年7月20日から令和5年7月19日までであります。

小川氏につきましては、平成20年7月より農業委員さんに就任されており、再任でありますので、議員各位の同意をいただきますようお願いを申し上げます。

続いて、同意第8号 浦幌町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

浦幌町農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月1日提出、浦幌町長。

氏名、松村竜幸、生年月日、住所につきましては記載のとおりであります。任期は、令和2年7月20日から令和5年7月19日までであります。

松村氏は新任であります。平成23年より美園農事組合長、27年より美園地区行政区長を歴任され、地域の信任が厚い方でありますので、議員各位の同意をいただきますようお願いを申し上げます。

続いて、同意第9号 浦幌町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

浦幌町農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月1日提出、浦幌町長。

氏名、石森正浩、生年月日、住所につきましては記載のとおりであります。任期は、同じく令和2年7月20日から令和5年7月19日までであります。

石森氏につきましては、平成26年7月より農業委員さんに就任されており、再任でありますので、議員各位の同意をいただきますようお願いを申し上げます。

続いて、同意第10号 浦幌町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

浦幌町農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月1日提出、浦幌町長。

記、氏名、山村幹次、生年月日、住所につきましては記載のとおりであります。任期は、令和2年7月20日から令和5年7月19日までであります。

山村氏につきましては、平成23年7月より農業委員さんに就任されており、再任でありま

すので、議員各位の同意をいただきますようお願いを申し上げます。

続いて、同意第11号 浦幌町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

浦幌町農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月1日提出、浦幌町長。

氏名、福田和己、生年月日、住所につきましては記載のとおりであります。任期は、令和2年7月20日から令和5年7月19日までであります。

福田氏につきましては、平成26年7月より農業委員さんに就任されており、再任でありますので、議員各位の同意をいただきますようお願いを申し上げます。

同意第12号 浦幌町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

浦幌町農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月1日提出、浦幌町長。

記、氏名、山本盛、生年月日、住所につきましては記載のとおりであります。任期は、令和2年7月20日から令和5年7月19日までであります。

山本氏は新任であります。平成13年より浦幌町酪農振興会会長、平成17年より浦幌町教育委員、平成29年より厚内1・3区行政區長を歴任され、地域の信頼の厚い方です。議員各位の同意をいただきますようお願いを申し上げます。

続いて、同意第13号 浦幌町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

浦幌町農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月1日提出、浦幌町長。

氏名、大坂有、生年月日、住所につきましては記載のとおりであります。任期は、令和2年7月20日から令和5年7月19日までであります。

大坂氏につきましては、平成23年7月より農業委員さんに就任されており、再任でありますので、議員各位の同意をいただきますようお願いを申し上げます。

続いて、同意第14号 浦幌町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

浦幌町農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月1日提出、浦幌町長。

記、氏名、小野木淳、生年月日、住所につきましては記載のとおりであります。任期は、令和2年7月20日から令和5年7月19日までであります。

小野木氏につきましては、平成29年7月より農業委員さんに就任されており、再任でありますので、議員各位の同意をいただきますようお願いを申し上げます。

続いて、同意第15号 浦幌町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

浦幌町農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律

第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月1日提出、浦幌町長。

記、氏名、石塚健一、生年月日、住所につきましては記載のとおりであります。任期は、令和2年7月20日から令和5年7月19日までであります。

石塚氏につきましては、平成29年7月より農業委員さんに就任されており、再任でありますので、議員各位の同意をいただきますようお願いを申し上げます。

最後に、同意第16号 浦幌町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

浦幌町農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月1日提出、浦幌町長。

記、氏名、高木政志、生年月日、住所につきましては記載のとおりであります。任期は、令和2年7月20日から令和5年7月19日までであります。

高木氏につきましては、平成25年6月より農業委員さんに就任されており、再任でありますので、議員各位の同意をいただきますようお願いをいたします。

以上で第4号から第16号までの農業委員さんの同意についてご提案、説明をさせていただきました。議員の皆様のご同意をいただきますようよろしくお願いいたします、提案理由とさせていただきます。

以上です。

○田村議長 説明が終わりましたので、これより質疑、討論を省略し、採決を行います。

ここで地方自治法第117条の規定により除斥を行います。

伊藤光一議員の退場を求めます。

(伊藤議員退席)

○田村議長 同意第4号 浦幌町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 着席願います。起立全員であります。

よって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

ここで伊藤光一議員の復席を求めます。

暫時休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午前11時54分 再開

(伊藤議員復席)

○田村議長 休憩を解き会議を続けます。

同意第5号 浦幌町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 着席願います。起立全員であります。

よって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

同意第6号 浦幌町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 着席願います。起立全員であります。

よって、同意第6号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

同意第7号 浦幌町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 着席願います。起立全員であります。

よって、同意7号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

同意第8号 浦幌町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 着席願います。起立全員であります。

よって、同意8号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

同意第9号 浦幌町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 着席願います。起立全員であります。

よって、同意第9号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

同意第10号 浦幌町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 着席願います。起立全員であります。

よって、同意10号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

同意第11号 浦幌町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 着席願います。起立全員であります。

よって、同意第11号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

同意第12号 浦幌町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、本件は

これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 着席願います。起立全員であります。

よって、同意12号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

同意第13号 浦幌町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 着席願います。起立全員であります。

よって、同意13号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

同意第14号 浦幌町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 着席願います。起立全員であります。

よって、同意第14号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

同意第15号 浦幌町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 着席願います。起立全員であります。

よって、同意第15号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

同意第16号 浦幌町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 着席願います。起立全員であります。

よって、同意第16号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎休会の議決

○田村議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りをいたします。明日から6月7日までの6日間、議事の都合により休会とし、6月8日午前10時から本会議を開くことにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、明日から6月7日までの6日間、議事の都合により休会とし、6月8日午前10時から本会議を開くことに決定をいたしました。

◎散会の宣告

○田村議長 本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 0時02分